

専攻名 法学・政治学 選抜区分 外国人留学生

科目名 民法

解答例又は出題意図

問題1

本問は、賃借物が第三者に不法占有されている場合の救済手段に関する基礎的理解を問うものである。解答のポイントとしては、①占有保持の訴え（民法198条）、②賃借権に基づく妨害排除請求（民法605条の4）、③債権者代位権の転用について、判例・学説を踏まえて検討する必要がある。その際には、事案の特徴を踏まえて、妨害排除請求の相手方は誰かという点や、妨害排除にかかる費用は誰が負担するのかという点についても検討する必要がある。さらに、Cに対する不法行為に基づく損害賠償請求についても言及しなければならない。

なお、事案としては、最判昭和28年12月18日民集7巻12号1515頁を参考にしている。

問題2

本問は、嫡出推定制度の意義及び嫡出推定制度の適用外となる、いわゆる「推定の及ばない子」に関する基礎的理解を問うものである。解答のポイントは次の通りであるが、いずれも、説明・理由づけが、論理的になされている必要がある。

▶ CはABが婚姻中に懐胎した子であり、Bの夫であるAの子と推定され（民法772条1項）、本来は、嫡出否認の訴え（民法774条）によってのみ、ACの法的父子関係を否定できるはずである。しかし、夫の子と推定されても、生まれた子が夫の子でない場合もありうる。→嫡出推定制度の意義（子の身分の早期確定、家庭の平和維持）、嫡出推定が排除される「推定の及ばない子」という概念の必要性等に言及。

▶ 推定の及ばない子の範囲について

判例（外観説）、学説（外観説・血縁説・家庭破綻説など）について説明・分析。

▶ Aに対する親子関係不存在確認の訴えが認められるかにつき、判例、学説の分析を踏まえ、結論を提示。なお、結論として、請求が認められるか否かは、いずれでも構わないが、判例・学説を正しく理解した上での説明・理由づけが、論理的になされている必要がある。本問では、外観説の立場からは請求は認められず、血縁説、家庭破綻説等の立場からは、請求が認められることになる。

なお、事案としては、最判平成26年7月17日判時2235号14頁を参考にしている。